

令和6年度柏崎市社会福祉協議会 非常勤職員募集要項（ふれあい給食配達員）

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり非常勤職員（ふれあい給食配達員）を募集します。

- 1 受付期間 随時受付けています。（ただし、応募者が多数になった場合は、締め切ります。）
市販の履歴書に必要事項を記入（顔写真添付）し、本会総務課までご提出ください。受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格
給食配達員	1名	学歴不問・年齢不問 以下の資格を有する方 普通自動車免許（AT限定可）

3 申込資格

柏崎市内の当会事業所へ通勤可能な方で、受験資格を満たす方

※ ただし、下記のいずれかに該当する方は、受験できません

- 被後見人及び被保佐人
- 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方
- 日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

- 4 勤 務 地 柏崎市総合福祉センター（柏崎市豊町3番59号）
（変更の範囲は、本会の定める場所となります。）

- 5 業務内容 柏崎市内の高齢者宅に安否確認を兼ねて、昼食弁当を配達します。1日につき10件から15件程度を配達していただきます。配達後は、翌日の発注、業務日誌を記入等の事務作業をしていただきます（変更の範囲は、当会の定める業務となります。）。

6 試験日時及び試験場所

日 時 応募書類受理後、おおむね10日以内に面接日をお知らせします。

場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター 0257-22-1411

方 法 面 接

7 合格者の決定通知及び採用

採用試験の可否については、面接日からおおむね10日以内に電話又は書面にて通知します。

採用日については相談の上決定します。

8 給 与 等

- (1) 給 与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則によります。
時 給 土・日1, 030円、月曜日から金曜日940円
※ 勤務日は、土曜日及び日曜日の週2日を原則とし、1か月単位の勤務シフト表で
定めます。
ただし、配達員の休業等により、平日に勤務をお願いすることがあります。
- (2) 手 当 雇用契約職員に関する細則に基づく通勤手当
- (3) 雇用期間 採用の日から令和7年3月31日（更新の可能性あり。業務量や勤務成績・態度等
を踏まえて判断します。）
- (4) 勤務時間 午前9時30分～正午
- (5) 休 日 国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月31日から1月3日まで
- (6) 福利厚生 年次有給休暇、無期転換制度あり。労災保険に加入します。詳細は、本会雇用契約
職員の細則によります。

9 受験手続

(1) 申込方法

市販の履歴書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3か
月以内）

1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）し、社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会総務
課に直接持参するか、郵送してください。

※ 履歴書余白部分に、「ふれあい給食配達員」とご記入ください。

(2) 記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ③ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- ④ 資格を証明できる資料（運転免許証等の写し）を添付してください。
- ⑤ 郵送で履歴書を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。

10 照会等

この試験について御不明な点がありましたら、下記に連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター内

TEL (0257) 22-1411 (担当: 総務課 松原)